

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3件

国民年金関係

3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年11月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、私の国民年金について、父親から「国民年金に加入しておくから。」と聞いたことを記憶している。また、父親は、母親の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を集金人に納付してくれたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月26日に払い出されており、オンライン記録を見ると、同年2月23日に国民年金保険料の法定免除の届出（当該法定免除に係る記録は、厚生年金保険被保険者記録と重複していることが判明したため、平成8年12月26日付けで取り消されている。）が行われていることから判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、昭和62年2月頃に行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「父親が、母親の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を納付してくれた。」旨供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月2日に払い出されており、申立人の母親に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、41年8月から50年3月までの国民年金保険料が同年6月19日に特例納付及び過年度納付されていることから、申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供

述を得ることができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から51年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、夫が申立期間の国民年金保険料は納付していると言っていたことを記憶している。

夫は、夫の父親が経営していた会社の厚生年金保険被保険者資格を昭和46年5月に喪失した。その後、夫の父親が、夫の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと思う旨供述しているものの、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与していなかったことから、申立人の妻に聴取しても、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人及びその父親は既に死亡していることから、これらの状況について供述を得ることができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄に「50.12.1 (42.*.*取得) 職権」の記載が確認できることから、当時、申立人は、国民年金に未加入となっていたため、同年12月頃に行政側が職権により国民年金被保険者資格を取得させたものと考えられる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は59か月に及んでいる上、申立人の父親が申立期間の国

民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで
日本年金機構の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。しかし、私は、勤務していた会社を平成元年6月20日付けで退職したが、母親から、この翌日に私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったことを聞いている。
申立期間の国民年金保険料は、未納ではなく免除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、元年6月21日を国民年金被保険者資格取得日として、同資格取得届が2年7月13日付けで受付されており、「適用特別対策分」と押印されている。同市では、当時、国民年金未加入者に対し加入勧奨を行い、この勧奨により加入した被保険者の国民年金被保険者名簿には、当該押印を行っていたことから判断すると、この頃に行政側の加入勧奨により、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。

また、上記の加入手続が行われた時点では、制度上、申立期間は遡って国民年金保険料の免除が承認されない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請申請を行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。